

「労働契約書」での収入審査を希望される方

これまで、今後1年間の収入見込みにより扶養認定の判定をしていましたが、以下の条件に該当する方で、希望する方のみ、「労働契約書」から算出される「年間収入」でも判定が可能となりました。

■「労働契約書」による年収の確認を希望する方

従来の方法でも収入判断が可能です。

☑給与収入のみ

○ 年金や配当金、事業収入等、給与以外の収入がある方は従来の方法で年収を判断します。



☑年収を算出できる
「労働契約書」がある

○ 時給/日給・労働時間・労働日数・諸手当の金額が記載のある労働契約書をご提出ください。



「労働契約書」の
年収にて収入判断

○ 契約書に記載のない「残業代」等を収入に含みません。

cf.従来の方法では
残業代も収入とみなします。

「労働契約書」による収入判断ができない例

従来の
方法で判断

- ・シフト制勤務の場合
- ・契約期間が1年に満たない場合
- ・契約内容に幅がある場合(例:○～○時間程度、○時間以内)
- ・交通費等諸手当の支給額が不明確な場合(例:1日○円程度、上限○円、実費等)
- ・複数の事業所から収入を得ており、すべての契約内容が確認できない場合
- ・年金収入や不動産収入など他の収入がある場合

扶養認定について
詳しくは健保HPをご覧ください。



Q&A

Q1. 必ず「労働契約書」を提出しなければいけないですか。

- A. 「労働契約書」の提出は必須ではありません。
(これまでの提出書類で年収を判断することも可能です。)
年収を算出できる「労働契約書」の提出があった場合に、これをもって年収を判断します。

Q2. 「労働契約書」でどのように年収を計算するのですか。

- A. 日給(時給×労働時間/日)×年間日数+α(交通費など※)で算出します。

※交通費が明記されていない場合(「実費」の記載等)は従来の方法での判断となります。

提出・確認に関するお願い

- ・提出いただいた「労働契約書」で年収が判断できない場合には、追加書類(「勤務形態証明書」(健保所定)や「所得証明書」)の提出をお願いする場合があります。